

令和8年度 介護保険サービス事業運営に係る 留意事項について

施設系

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
(介護予防含む)

三重県子ども・福祉部

福祉監査課 事業所監査班



説明内容（施設系）

- 1 勤務体制の確保等
- 2 業務継続計画（BCP）の更新等
- 3 衛生管理等の委員会等
- 4 虐待の防止
- 5 身体的拘束等の適正化
- 6 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等
- 7 協力医療機関との連携体制の構築
- 8 苦情処理について
- 9 事故防止について
- 10 その他



1. 勤務体制の確保等（共通） その1

① **法人の役員**であっても、施設の「管理者」等である場合は、いつから「管理者」等になっているのか、**辞令等により**、勤務する施設名、職種等を明確にし、**出勤簿等**により、勤務管理を行うこと。

② 他事業所と兼務をする従業者(※)について、**辞令又は雇用契約書等**で兼務する事業所名等を明らかにすること。

※ 「生活相談員」「看護職員」「介護職員」等

1. 勤務体制の確保等（共通） その2

適切なサービス提供を確保する観点から、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（**カスタマーハラスメント**）の防止のために必要な体制の整備

※厚生労働省HP参照
「職場におけるハラスメントの防止のために」

令和8年10月1日から義務化



1. 勤務体制の確保等（共通） その3

無資格者の認知症介護基礎研修の受講

看護師等の資格を有する者以外の全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

※長寿介護課のHP等、参照

対象外となる資格者

社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師 等

2. 業務継続計画（BCP）の更新等 （共通）

①定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うこと。

また、見直しを検討したが変更がなかった場合もその旨記録してください。

②業務継続計画に基づき、従業員に対し実施した研修及訓練内容等が確認できる記録を残してください。

（5W1Hの形式が望ましい）

3. 衛生管理等の研修等（共通）

- ① 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**の結果について、従業員に周知した記録を残すこと。
- ② 従業員に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施した記録（研修に使用した資料、参加者名簿等含む）を残すこと。 （5W1Hの形式が望ましい）



4. 虐待の防止（共通）

虐待の防止のための対策を検討する**委員会**の結果について、従業者に周知徹底した記録（閲覧記録等）を残すこと。



5. 身体的拘束等の適正化（共通）

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底した記録を残しておくこと。



6. 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置 (共通)

事業者は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上、その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に行なわなければならない。

令和9年4月1日から義務化



7. 協力医療機関との連携体制の構築（その1）

**介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、
（※）特定施設入居者生活介護**

（1）施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、地域の医療機関等との実効性のある連携体制を構築するため次の①～③の要件を満たす協力医療機関を定めること。

令和9年4月1日から義務化

7. 協力医療機関との連携体制の構築（その2）

- ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 施設から診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状等が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
※③については、病院に限る。



7. 協力医療機関との連携体制の構築（その3）

(2) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を**知事**に届け出ること。

(3) 入所者が協力医療機関等に入院した後に病状が軽快し、退院が可能となった場合において、再び当該施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

※特定施設入居者生活介護（介護予防含む）は、上記（1）と（3）が努力義務となります。



8. 苦情の処理（共通）

苦情や要望を受付けた場合は、サービスの質の向上へのヒントと捉え、自らのサービスの振り返りに活かすこと。

また、苦情に至るまでの「要望」の段階で適切に対応することで利用者満足度の向上を図ること。



9. 事故防止（共通）

事故防止の観点から、「ヒヤリ・ハット」について、幅広く捉え、些細な内容でも記録するよう努めること。

また、定期的にその内容の集計、分析を行い、発生時間帯、発生場所、発生態様等の傾向を把握のうえ、全職員に周知することにより、事故防止につなげること。

なお、ヒヤリ・ハットの記録用紙を作成していない施設は、記録用紙（様式は任意）を作成して記録するよう努めてください。

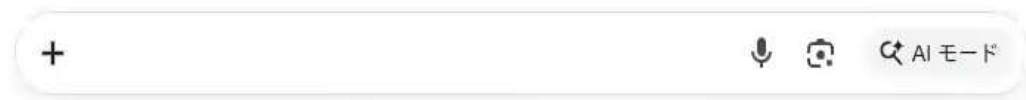


10. その他（各種加算を算定する場合）

施設系の管理者（施設長）にお願いします。

令和6年度の報酬改定により、加算が新設されたり、算定要件が見直されたりしてありますが、加算を算定される場合は、これまで算定している加算も含め、算定要件をすべて満たしているか、毎月、確認するようお願いいたします。

看護職員の退職等により、加算の算定要件を満たさなくなっていたことに気が付かず、漫然と算定し続けていたため、介護報酬の返還（過誤調整）になった事例がありますのでご留意ください。

The Google logo is centered at the top of the page, rendered in its characteristic multi-colored font.A standard Google search bar is positioned below the logo. It features a plus sign on the left, a microphone icon, a camera icon, and an AI Mode icon on the right.

Google 検索

I'm Feeling Lucky

参加確認票の提出方法のご案内

10. その他



参加確認票（B）の提出について

今年度の集団指導の通知文書中の事業種別一覧表にある「施設系用の入力フォーム」から提出をお願いします。
※電子メール、FAX、郵送による提出は受付していません。

提出期限は、令和8年8月31日（月）



「参加確認票(B)」に入力していただきたい 「キーワード」について

令和6年度の条例改正により、施設系の共通事項として
「施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に

〇〇医療機関との連携の下で、より適切な対応を行う
体制の確保が、令和9年4月1日から、義務化されます」

今年度の「施設系」の参加確認票のキーワードは、この
「〇〇医療機関」に当てはまる言葉「〇〇」を「参加
確認票(B)」の「キーワード」の欄にご記入ください。



ご視聴いただきありがとうございました

事業所内での情報共有 と「参加確認票（B）」
の提出 を期日までにお願いします

よろしくお願いします

